

## 第 21 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 8 月 3 日（月） 14：00～14：50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、穴戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 23：施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和（厚生労働省）>

（高橋部会長）予防接種は人権との関係で難しい問題があるが、厚生労働省のガイドラインの文言が抽象的であり、施設長が判断に迷うところがある。例えば、現行制度上対応可能であるものについて、厚生労働省通知という形でガイドラインの趣旨を明確化することを検討いただけないか。

（厚生労働省）現行制度上対応可能であるものについては、できるだけ速やかに通知したい。

（高橋部会長）現行制度上対応不可であるものについて、今後、具体的にどのような形で検討するのか。

（厚生労働省）検討段階ではあるが、一つの考え方として、省令を改正すれば技術的には対応可能と考えている。ただ、費用負担の問題、保護者の同意の考え方等、改正に伴う色々な問題を整理する必要があり、児童福祉法の所管・担当部局、地方自治体の意見等を聴いた上で対応を検討したい。

（大橋構成員）親権の行使は子供の利益のためにやるのだという、平成 23 年改正後の民法第 820 条を前提に現行制度を考えると、保護者が故意に会いたがらない、拒絶している、行方不明という場合に、その対応として子供に不利益を課すのは民法第 820 条を受けた行政の対応という感じがしない。省令改正を考えていただくか、ガイドラインが自治体を躊躇させるような書きぶりになっているので、正当な理由がなければ親権を代行できるという方針をきちんと示すことが大事ではないか。

（厚生労働省）子供の予防接種については保護者に努力義務をかけているが、一方で予防接種についての保護者の考えも尊重しているため、100%同意が得られないこともある。我々もできるだけ子供の利益になるようにと考えており、基本的な方向性として提案団体の考えはできるだけ尊重したいが、接種後に副反応が起こった場合、一般的には親権者の申出により、副反応であると認定されれば予防接種法に基づく給付が行われるが、そういう場合にどう対応するか。

また、予防接種は市町村の事務であり、住民登録されている市町村から個別の予防接種の通知がされ、その受診券を持って予防接種を受けに行くことになる。住所地が施設に移っている場合はそのまま施設に連絡が来るが、住所地がまだ保護者の所に残っている場合はそこに通知が行き、施設に通知が来ないこともあるため、その場合、市町村間の連絡をどうするか。

現行制度上対応可能であることの通知はすぐできるが、実際に運用・執行する上では、現行制度上対応不可の部分を含めて、実務上の技術的な問題を整理したい。

（高橋部会長）定期の予防接種は大体いつ行うか決まっているのではないか。

（厚生労働省）期間は政令で決まっているが、市町村ごとにプログラムを組んで、他の予防接種のスケジュールと調整し、より望ましい時期に個別に通知している。通知が来なくても政令の期間内であれば予防接種は受けられるが、保護者が母子手帳をちゃんと管理しておらず、その子が予防接種を受けたかどうか記録が分からないことがある。そのような実務上の技術的な問題も併せて、子供達の不利益にならないようにするにはどうしたら良いかという観点から、自治体の意見等も聴いた上で対応を進めたい。

（高橋部会長）住所地が分かっているのに連絡がとれない場合は現行制度上難しいというのはよく分かるので、それ

は検討いただくとして、今の話はかなり技術的であり、内部的での取決めの問題のような気もするので、そこは切り離して、できれば閣議決定までに間に合わせていただけないか。

(厚生労働省) もともと児童福祉法を改正した際、その解釈を実際に通知しているので、そこをより分かりやすく再決定することは可能だと思う。ただ、住民票のある所に個別の案内が届き、それを見て医療機関に予防接種を受けに行くという形が一般的であるため、そこを切り離してしまうと、解釈上は可能となっても混乱が生じると思い、まとめてできればとお話ししたが、解釈の方は切り離しても先にやったほうが良いのか。

(高橋部会長) 現行制度上対応可能である部分については、技術的な部分は決めていただいた上で速やかに通知を出していただきたい。また、法的に非常に慎重な検討が必要である部分については、年末の閣議決定に向けて早急に予防接種部会等で議論していただきたい。

(厚生労働省) 閣議決定の時期も念頭に置きながら、できるだけ早く検討できるよう、引き続き実務担当と事務的な詰めを進めたい。

(伊藤構成員) 保護者が行方不明又は連絡がとれないというケースがあったが、連絡がとれて、かつ保護者が予防接種を拒否するというように、施設長の判断と保護者の判断が異なる場合はどう考えれば良いか。

(厚生労働省) 連絡がとれた場合であって拒否された場合、予防接種法上は保護者の判断が優先されるので、現在の省令のままであれば当然、保護者の同意が得られていないので予防接種はできない。保護者には努力義務を課しているが罰則はなく、予防接種について色々な考え方があり得ることを認めているため、少なくともそれを超える対応は難しいのではないか。

(伊藤構成員) 現場ではきちんと予防接種を受けさせたい、それが子供の利益になるという判断があり、保護者がそれを妨げる場合は子供の利益を不当に妨げる行為に該当するとも読める。ただ、そこでもやはり、どうしても同意が必要であり、拒否を乗り越えることはできないと判断しているのか。

(厚生労働省) 例えば現在、Hib ワクチンは積極的勧奨を差し控えており、そういうものについて同意する、しないという問題はかなり保護者の判断によっている。95%以上免疫を持っていないと流行が阻止できない麻疹のようなものはできるだけ高い予防接種率が望ましいが、一方で、100%でなくても流行阻止効果があるものもある。個人の利益の問題だけではなく、親権をどこまで考えるべきか、また予防接種法の必要性をどう考えるかの整理が必要であり、直ちに答えるのは難しい。

(伊藤構成員) インフルエンザの集団感染の問題等、色々なケースがあり得ると思うので議論いただきたい。

(高橋部会長) 資料4の2ページの※の「また」というのは「かつ」なのか。「児童の養育が不適切」と「児童の利益が害されている」の両方の要件がないと親権停止できないのか。

(厚生労働省) これは「かつ」である。

(高橋部会長) 要するに「不適切である」という要件がないと親権停止できない。しかし、虐待でなくても、施設を信用できないから予防接種に協力できないというのは不適切な監護ではないのか。

(厚生労働省) その可能性はあると思うが、保護者本人が元々、予防接種を健康児に打つことに否定的な考え方を持っている場合もあるので、実際それが「養育が不適切」かつ「児童の利益が害されている」場合に当たるかどうかは、個別の事案を見ながら判断せざるを得ない。

(高橋部会長) 今の話のように、通知いただいてもグレーゾーンがあるかもしれないので、少しでも紛れがないような形で通知の内容を検討いただきたい。

#### <通番 14：小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 今回のケースには、65人という非常に小さな区域を隣の市に移管したい場合に手続を簡素化できないかという問題意識がある。回答では、将来的に大規模団地等ができれば水需要があり得るから提出してもらいたいとのことだが、それは需要の変化があった段階で対応すれば良いのであって、非常に小規模な変更について、将来の変化を見越して大胆な水需要予測まで要求するのは過大ではないか。

(厚生労働省) 提案団体は、精緻な水需要予測には非常に高いお金がかかると言っているが、将来的に工場や大規模施設の立地がないことがおおむね予測できるような小地域であれば、世帯の数や人口構成を見れば5年、10年程度の予測は容易であり、事業者の時間的、費用的な負担は少ない。水道は今日できて明日から給水できるようなものではなく、10年程度を見越して事業計画を作成することが必要だが、将来の水需要増加がないのであれば、そのような予測は非常に簡便であり、それほど負担にならないと考えている。

(高橋部会長) もう一つの論点として、過大評価であった水需要予測が下方に推移している場合についてまで、

何かの変更の際に全面的にやり直す必要があるという制度は不合理な気がする。大きく上方修正する場合には施設の能力等の関係から必要かもしれないが、給水人口がある程度下回っているような場合に、何か変更があれば全部やらなければいけないというのは、過大な要求を事業者に課しているのではないか。

(厚生労働省) 水道事業の場合、やはり水道料金に跳ね返ることもある。予測人口から見て給水人口が小さい場合、計画を見直さなければ過大投資が継続することになり得るので、給水人口の変更に併せてできるだけ現状を踏まえた計画を作ることが水道事業経営の安定につながり、ひいては需要者の利益にも資する。そういう面で、今回の提案団体のケースでは元の計画人口、予測人口からかなり大きな違いがあり、計画を見直す必要があると考えている。

(高橋部会長) 当初の規模が過大であったものをある時期に是正するという話と、非常に小規模な変更の機会をもって全体の見直しを求めるという話は、やはり要求の仕方が過大であり、別個の問題について、そこを引っかけた訂正を要求するのは水道事業者に対する過大な負担ではないか。

(厚生労働省) 現行制度上、計画を変更するときにしか実は見直しの機会がなく、定期的な計画の見直しを事業者に義務付けていないため、このような機会を捉えて事業運営を適正化していただくことが水道事業者として必要なことだと考えている。

非常に小さい給水人口の変更の場合、既存の給水区域に変化がなければ水需要予測の負担は軽減されており、また、小規模で将来的にそれほど需要が変わらないのであれば需要予測はそれほど大きな負担にならない。そのような場合についてはこれまでも簡素化しており、簡素な推計で足りる場合も相当部分あると思っている。ただ、提案団体のケースでは、本体部分の既存給水区域の予測が非常に乖離している。確かに提案団体の要望は小規模な区域のみの話だが、水道事業はこれまでも計画変更の際に新規の水需要予測をお願いしてきており、今回のケースでも我々は同じ考え方に立っている。

(大橋構成員) 例えば、給水量が10分の1未満、給水人口が10分の1未満のものは、認可とは別に届出手続という形で規制緩和をしているにもかかわらず、認可でも届出でも水需要予測の要件がかかり、添付書類一式が必要になる。結局、審査内容自体は認可と同じフルセットのものが要求されるという重いつくりになっており、届出が届出手続らしい規制緩和になっていないのではないかと。届出について緩和を貫徹すれば、例えば今回のようなケースで大仰に全体の見直しという話にはならないはずであり、この案件を見てすごく重いものが課されているという印象を受けている。

(厚生労働省) 現行制度上、軽微な変更については届出で良いとなっており、そのときに添付書類について書類一式ではなく、省略できる部分は省略している。ただ、給水量や給水人口の将来値については、水道事業の根幹、色々な計画の大元になるため、再度見直していただきたい。

開発計画が今後ないことについて他部局に確認を取ることの一つの水需要予測であり、確認の結果そのような計画がないということで、65人程度という計画給水人口のときの推計とずれていない等、簡素化の要件に合致すれば、水需要予測をし直す必要はなく、当時の書類を添付すれば良い。

その時点で既存給水区域の予測がずれているのであれば、これから区域を拡張しようというときに、水道事業をどうするかということを変更して水道事業体に考えていただきたい。

(高橋部会長) どんな細かな変更でもチェックするシステムは、人口がどんどん増えていた時代には意味があったかもしれないが、人口減少社会において給水量全体が減少する中、むしろ過大な事業を適正規模にしていくという点で、今のシステムは適合していないのではないかと。そういう意味では、どこかの段階で全体として事業レビューのようなものを行い、自己評価の結果過大であれば適正に直してもらおうようなシステムが必要であり、小さな改正を捕まえて過大なところを直してもらおうというのは制度として機能していないのではないかと。筋論から言えば、届出については認可で要求されるような大きなものは要求せず、大きく変える時点でちゃんと提出させるという本道に戻し、過大なものは10年、20年の大枠のタイムスパンできちんとチェックしていくということを所管官庁として考えるべきではないかと。

(厚生労働省) 指摘のとおりであり、現行制度上は計画を作った後の定期的な中間評価、見直しに法的な義務はかかっていないため、このような機会を捉えてお願いしており、あるべき形からは少し違うという思いは実は我々も持っている。人口減少局面に入り、なお安定的に水道事業を継続するためにどうすれば良いかということも含め、一方で我々としてもそれは検討したい。その上で、今のこのケースをどう考えるかというのは少し議論が違うという指摘も理解できるところであり、対応について検討したい。

(高橋部会長) その際、あまり過大なことを自治体に要求するのでは趣旨が本末転倒になるので、自治体の自主

性を引き出しつつ、きちんと水道事業の適正化を図っていくという観点から検討いただきたい。また、やはり今回のケースは過剰、比例原則違反的などところがあり、65人の区域に係る要求として明らかに水道経営者に酷であるので、極めて簡素な変更については不要とするような通知を出していただけないか。

(厚生労働省) 需要予測そのものを簡素化することは難しいと思うが、どういう場合であればより簡素化できるかということも含め、検討したい。

(大橋構成員) 今回の場合、65人の基準を外して、今までの需要予測も放っておいたままではもっと悪い形になってしまうので、自治体が柔軟に対応できるような余地を残していただきたい。

(厚生労働省) 持ち帰って検討する。

(高橋部会長) 次のヒアリングで回答等を頂戴したい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)